

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和2年3月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 塩原未知子議員、12番 伊藤浩議員、13番 鈴木裕雅議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

[議会運営委員長 青野隆一議員 登壇]

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会運営委員会の審議の結果についてご報告申し上げます。

去る2月18日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を2月25日、午前10時から市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、一般質問の人員などを十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところであります。

まず一般質問についてであります、発言通告書の提出については、申し合わせにしたがい、議会開会日の5日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日午後5時まで追加提出してもよいことにいたしました。

次に、議案の審議についてであります、本年度補正予算議案7案件については、開会初日に審議することにいたしました。

さらに、新年度予算議案7案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を、議長及び予算特別委員長を除き、各会派並びに会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から3月19日までの17日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同

をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月19日までの17日間とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります、この際、事務局長をして、報告をいたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和元年12月20日付け、令和2年1月22日付け、及び2月20日付けで、監査委員より議長宛てに、12月、1月及び2月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

また、令和元年12月20日付けで、11月に実施しました定例監査の結果について、並びに令和元年12月20日付けで、11月に実施しました財政援助団体等の監査の結果について、同法第199条第9項の規定により報告がありました。

さらに、令和2年2月18日付けで、地方自治法第198条の4第3項の規定により、尾花沢市監査基準を定めた旨の通知がありました。

それぞれその写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和2年2月6日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたした旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、12月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況につきましては、皆様方に配付いたしております、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、令和元年度に実施した各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会の行政調査について、

その報告書を取りまとめ、配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」から、日程第29、議第26号「市有財産の無償貸付について」までの26案件を一括上程いたします。

この際、市長より令和2年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。3月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど、本市市議会議員を永年にわたり勤続され、市表彰規則により、永年勤続表彰授与式を挙行させていただきました。市政発展に永きにわたり寄与された各位に対しまして、心から御礼と御祝いを申し上げます。また、議員の皆様には、本市の発展と市民福祉向上のため、日夜ご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝申し上げます。

また、この冬は過去100年を振り返っても記録にない少雪となり、雪まつりをはじめ各種スキー大会の開催を見送らなければならないなど、各方面に影響が及んでおります。来シーズンの除雪オペレーターの確保、農作物への影響を注意深く見守り、市民生活と本市農業の維持に万全の対策を講じてまいります。

先日、本市出身であるさと大使、太田涉子選手の東京2020パラリンピックテコンドー競技への出場が内定しました。太田選手は、3大会連続で出場した冬季パラリンピックで、クロスカントリー競技で銀メダル、バイアスロン競技で銅メダルを獲得し、日本選手団の旗手という大役も務められました。その太田選手が、種目を変え、夏季パラリンピックでもテコンドー競技の出場が内定したことは、私たち市民を元気づけてくれる大きなニュースとなりました。また、「希望の道をつなごう」をコンセプトに行われる東京2020オリンピックの聖火リレーは、6月8日に尾花沢市を通過いたします。本市では市役所から北町児童公園までの約1.7kmのコースとなっており、世界的な祭典を身近に感じられるすばらしい機会となりますので、多くの皆様にご参加いただきたいと考えております。

また、伊藤瓢堂氏の作品「上の畑焼の飾り皿」がオ

リンピック・パラリンピックで日本を訪れる各国の関係者に記念品として贈られるという、大変うれしいニュースも舞い込んでまいりました。

9月に開催される東京パラリンピックでは、挑戦し続ける太田涉子選手を市民の皆様とともに応援していきたいと考えておりますので、ご声援をよろしくお願ひいたします。

また、角界からも嬉しいニュースが舞い込んできました。佐渡ヶ嶽部屋の琴ノ若関が大相撲3月場所で新入幕を果たします。昨年の7月場所で十両に昇進し、わずか半年で幕内に昇進されました。同時に史上9組目となる親子幕内力士の誕生となりました。これもひとえに親方のご指導と、日頃の精進の賜物と心から御祝い申し上げます。

さて、中国から始まった新型コロナウイルスは世界に広がり、多くの方が感染し、亡くなられた方も出ております。国、県、市町村の自治体のみならず、全世界で対策に追われており、本市においても2月28日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。市民の安全安心を確保するため、市民や事業所等に対しての情報提供と注意喚起、小中学校の臨時休業、不特定多数の参加者が集うイベントの中止、延期、縮小など、感染拡大の防止対策を強化してまいります。皆様にはご不便をおかけしますが、世界的にも過去に例を見ないような非常事態ですので、皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

さて、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の下、歳出改革の取り組みを継続するという方針を掲げ、昨年12月20日に一般会計総額102兆6,580億円を閣議決定し、消費税增收分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算としております。

次に、本市における市税の見通しですが、県経済情勢報告に基づく景気動向や、市内事業所の景況感などを参考に予算額を算出したところ、市民税は農業所得の減少が見込まれるもの、雇用環境の改善傾向に伴う給与所得の伸びなどが見込まれることから増加。固定資産税及び都市計画税は、新築家屋の影響や製造業を中心とした設備投資の伸びが見込まれることから増加。軽自動車税は、課税台数の減少が見込まれるもの、新税率登録車の増加や環境性能割の影響などにより増加が見込まれます。

入湯税は銀山温泉の宿泊客数が堅調に推移している

ことから増加。市たばこ税は健康意識の高まりなどから売上本数の減少が見込まれるもの、昨年10月からの税率引き上げに伴い増加が見込まれ、市税全体の予算額は、対前年度比1.9%の増加を見込んだところで

す。

また、自主財源の根幹をなす市税を確保するため、コンビニ収納や夜間納税相談など、納税しやすい環境づくりを推進し、引き続き収納率の向上に努めてまいります。

令和2年度は、第6次尾花沢市総合振興計画「元気おばなざわ創造プラン」後期基本計画の最終年度となります。本市の将来像「夢かがやき絆でむすぶ元気創造のまち尾花沢」の実現を目指し、7つの基本目標に沿い、時代が求める施策と本市の魅力や活力を生み出す施策の展開を図ってまいります。

以下、「元気おばなざわ創造プラン」の施策の大綱に沿い、令和2年度予算案に盛り込んだ事業の概要を申し上げます。

第1の柱は「農・商・工・観の連携による活力ある産業づくり」です。

農業従事者の高齢化や担い手不足が加速している中、国による減反政策が廃止されて3年目を迎えます。令和2年度においても全国43道府県で生産の目安が示されるなど、米価安定に向け、より需要に応じた米生産を継続する体制が整えられております。

昨年11月、国から令和2年産米主食用米等の需給見通しが全国ベースで717万トンと示されました。県農業再生協議会では、生産の目安が県内ベースで昨年より2,000トン少ない、34万1,000トンと決定され、先月開催した市農業再生協議会臨時総会では、本市の令和2年産米の生産の目安を昨年より37トン少ない、1万4,241トンとしました。今後も、生産者、関係団体等と一丸となって生産の目安に基づく需要に応じた米の生産に取り組んでまいります。

地域の農業、伝統文化、自然景観を、次の世代へしっかりと引き継ぐためには、地域での話し合いを通じ、地域農業の将来展望を示す「人・農地プランの実質化」の取り組みが必須となります。このため、農業委員会では「人・農地プラン」に関連する、農地利用の最適化を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地の集積、集約化を進めるとともに、遊休農地の発生防止と解消、農業への新規参入者支援等を進め、本市の基幹産業である農業の維持、発展に取り組んでまいります。

生産者団体「雪きらり研究会」を中心とした地道な

取り組みにより、令和元年産の尾花沢産米「雪きらり」の生産面積が初めて100haを超えました。「雪きらり」が本市のブランド米となるよう、今後とも栽培技術の研修や首都圏でのPR活動を展開し、生産と販路拡大に努めてまいります。

そば生産振興協議会では、他品種との交配をさけるために宝栄牧場の一角を利用し、生産者とそば店が協力して原種最上早生の育種に励んでいます。昨年は県農業試験場を視察して育種、選抜方法を研修し、交雑がない上質な尾花沢産最上早生の生産を行いました。また、そば店主の皆様が中心となって地域団体商標登録の勉強会を精力的に行っており、尾花沢産最上早生のブランド確立に向け、関係機関と連携して支援してまいります。

本市を代表する特産物「尾花沢スイカ」については、令和元年度7月から8月の東京市場での取り扱い量が全国トップとなり、また価格帯も好調に推移しました。今後も生産者への支援をはじめ、関係団体等とのさらなる連携強化を図り、夏スイカ日本一のトップブランドが維持できるよう努めてまいります。そのためにも次世代の尾花沢スイカ生産の担い手確保と技術力向上を目標に、県内外からの就農希望者の受け入れ事業を推進するとともに、昨年度から始めた新規就農者や若手農家を対象としたスイカづくり研修会を、関係機関の協力を得ながら実施してまいります。また、知名度の一層の向上と消費拡大を図るため、首都圏において「まるごと尾花沢フェア」を東京オリンピック・パラリンピック開催期間に実施し、関東の大消費地の市場を中心に、全国の消費者へ顔の見えるPR活動を展開してまいります。

畜産については、本年1月より発効された日米貿易協定など、国際環境の変化に対応できる畜産生産基盤を強化するため、国等の支援制度を活用しながら、繁殖雌牛の導入を推進しています。昨年暮れに開催された県内最高の共進会「山形セレクション牛枝肉共進会」では、尾花沢生まれ、尾花沢育ちの牛がチャンピオン賞を獲得しており、産地全体の励みになっています。また、ブランド力の強化対策として、尾花沢生まれ、尾花沢育ちの「雪降り和牛尾花沢」と「尾花沢牛」を全国にPRするため、地理的表示G Iを申請中であり、今後とも生産者と関係機関が連携し、牛肉ブランドの認知度向上と販路の拡大に努めてまいります。

峯岸地区農業水利施設保全合理化事業は、令和元年度より令和5年度までの5ヵ年事業として実施し、農業水路等長寿命化、防災減災事業（新堰・徳良湖線）

も計画的に整備を進めることとしており、今後とも農業用水の確保と冬季用水の安定通水を図ってまいります。

また、鶴子六沢土地改良区管内の、鶴沢ため池整備は令和2年度に事業完了の見込みであり、新たに農業競争力強化農地整備事業として、徳巣原の内地区の面整備が始まることになっています。

令和元年度から始まった森林環境譲与税基金事業は、令和2年度から実施する経営管理意向調査に先立ち、調査対象地区の選定作業を進めています。効率的に森林の整備と維持管理を進めるには、森林所有者の意向と、まとまった面積の団地を選定する必要があり、関係機関等と情報を共有し、森林整備と林業の振興を図ってまいります。

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策は、令和元年度に南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会と連携して大型捕獲檻を試験的に導入し、一定の効果を確認しました。先に実施しました有害鳥獣対策に関するアンケートにおいても、大型捕獲檻の設置を望む地区が多く、新年度はさらに1基を増設し、農作物等の被害軽減を図ってまいります。また、狩猟期間におけるイノシシ捕獲奨励金を新設するとともに、追い払い用花火の無償配布や簡易電気柵設置費助成の継続、狩猟免許新規取得に対し助成するなど、有害鳥獣の捕獲扱い手の育成、確保に努めてまいります。

平成28年11月に国道347号の通年通行が開始されから、新たな雇用の場の創出や国道347号を活かしたイベント開催による誘客など、商工業、観光の両面において大きな成果をもたらしております。今後も、宮城県や大崎市、加美町と連携した広域的な事業を展開しながら、国道347号のさらなる周知を図り、活発な交流を一層推進することで、本市の産業振興につなげてまいります。

工業の振興については、企業対策専門員を中心に戦略的な経営を後押しする取り組みを実施してまいりました。企業力が高く、地域未来牽引企業を中心とした企業間の連携を促進し、高付加価値なものづくり地域を目指してまいります。また、各種セミナーの開催や社員の資格取得に対する支援を継続しながら、企業が必要とする人材の育成に取り組んでまいります。

既存企業の事業拡大に向けては、これまでの企業セミナー開催から、宮城県の地域未来牽引企業等と直接つなぐ人脈づくりに力点を移し、さらにつながりを深められるよう、取り組みを促進してまいります。

商業の振興については、魅力ある商店街づくりと中

心市街地への集客を図るため、商店街協同組合や商工会が取り組む各種事業を積極的に支援し、商業の活性化に努めてまいります。また、プレミアム付き商品券事業を継続支援するとともに、地元購買力の活性化を図ってまいります。

観光の振興については、令和2年度は、国道347号を自転車で走り、県境を駆け抜ける「ツール・ド・347」のコースを大石田町まで延長して開催する予定です。また、観光用道路として利用を促進するため、県境付近を中心に案内板を設置するなど、連携を強化しながら交流人口の拡大を図ってまいります。

また、仙台圏での観光PRとして行っている「ラッピングバス」については、今年度デザインをリニューアルして運行を継続するほか、新たな本市のPR策として、市内運送業者と連携してラッピングトラックの走行を開始いたします。

まもなく築堤100周年を迎える徳良湖は、若者も楽しむことができるよう、モジュラーパンプトラックを新たに整備いたします。また、湖畔の花畠整備やレストラン徳良湖のにぎわい創出のための整備に向けた測量、買収した民有地の効果的利活用の検討等を行い、徳良湖により多くの市民や観光客が集うよう、ふるさと振興公社とも連携しながら取り組んでまいります。

第2の柱は「にぎわいとやすらぎのある定住のまちづくり」です。

雇用関係については、ハローワーク村山管内の令和元年の有効求人倍率は月平均にして1.6倍を超えており、山形労働局の基調判断においても「県内の雇用情勢は、引き続き改善している」との見方が示されております。しかし、本市においても米中の貿易摩擦の長期化により、業績への影響が出てることから、景況の潮目の変化を先読みした堅実経営が求められており、今後も世界や日本経済の動向について注視していく必要があります。

また、企業においては人手不足が顕在化していることから、商工観光課内の職業紹介所で、求人企業と求職者のマッチングを継続してまいります。また、市内企業へ新規学卒者の就職拡大を図るため、市内の新規採用予定企業のガイドブックを作成し、高校3年生とその保護者に情報を発信してまいります。学校、生徒、保護者と市内の企業とをつなぐ取り組みとして、地元高校のほか、山大工学部や鶴岡高専などと連携した企業視察会を行ってまいります。併せて、県内外で開催される就職や移住に関するイベント等において、市内企業の情報を提供し、移住を希望する方や学生に対し、

職業選択の幅を広げてまいります。

若者の本市への定着、回帰につながるよう、今後も地元の企業を知る機会を多く創出し、人材の確保、育成に努めてまいります。

定住対策の推進のために、働く場の確保、住環境の整備、安心して住み続けられるまちづくり、郷土愛の醸成、移住対策の推進の5つの柱で全庁的に連携しながら取り組みを進めてまいります。

この中で、令和2年度から新たな「ふるさと暮らし応援事業」をスタートします。若者の定住や移住者支援を強化するため、住環境の整備として新築住宅等助成事業、宅地取得等助成事業について要件を緩和し拡充を図ってまいります。また、民間賃貸住宅助成事業は、若者のニーズを的確にとらえた支援策で、若者の転入者が年々増えてきていることから、助成期間の延長など制度の拡充を図ってまいります。

空き家の活用については、空き家バンクをきっかけに移住する世帯が増加してきており、令和2年度から、「空き家活用支援事業」の拡充を図り、空き家の有効活用と移住、定住をさらに推進してまいります。

また、今年は雪不足にも関わらず、イルミネーションやキャンドルロードなど、6集落で個性豊かな取り組みが行われました。元気な地域を形成するためには、住民自らが地域愛を持って楽しむことのできる場作りが大切です。集落の自主的な取り組みに対し、地域づくり支援アドバイザーを派遣して、地域づくり研修会を実施してまいります。また、人口減少が急激に進む中で地域を維持し、地域の中で安心して暮らしていくことができるよう、地域のニーズや困りごとなどを把握し、地域と一緒に課題解決に取り組むため、モデル地区を定めて、小さな拠点づくりを推進してまいります。

地域おこし協力隊については、現在3名の隊員が活動しております。隊員の1名は、Uターンした若者と実行委員会を立ち上げ、徳良湖を舞台に「ドツキ市」という本市初のマルシェを開催しております。地域に賑わいを生み出すイベントとして、回数を重ねるごとに市内外から来場者が増えており、来年度以降の継続に向け支援してまいります。

また、男性隊員は4月より新規就農に向けた研修を行うため、退任した上で本市に定住しながら、尾花沢スイカづくりに取り組むことになっております。現在、新たに1名の隊員を募集しており、今後も地域おこし協力隊による新たな視点から地域力の維持強化に取り組むとともに、隊員自身が地域と連携、融合しながら

課題解決と定住につながるよう支援してまいります。

第3の柱は「互いに支え合う人にやさしい健康・福祉のまちづくり」です。

まず、結婚、出産への祝い品贈呈については、少子化対策、定住促進の一環として事業を継続し、出産や子育てにやさしい環境づくりに努めてまいります。

保育所運営については、令和2年度の申請受付を10月から開始し、1月末現在で445名の入所決定を行いました。保育料は、昨年10月から国の施策として3歳から5歳児の全世帯、0歳児から2歳児は住民税非課税世帯を対象に、幼児教育、保育の無償化が開始され、認可保育所や認定こども園、幼稚園の利用料が無料となっております。さらに、市独自の施策として、無償化の開始に合わせ3歳から5歳児の副食費を完全無料としており、引き続き子育て世代の経済的負担軽減に努めてまいります。

病児・病後児保育については、女性の就業意識の高まりや、働きながら子育てする保護者にとってニーズが高く、セーフティーネットとして重要な役割を担うものであり、保護者の皆様から事業開始についての要望も強く、来年度の事業開始に向け、準備を進めています。

放課後児童クラブは、年々利用希望者が増加している状況を踏まえ、今年度待機児童が発生した地区において、保護者との意見交換会を開催いたしました。また、受け皿の拡大を図るため、各地区において民間施設の活用や学校内への新たなスペースの確保、廃校となる中学校の利用について検討を重ね、申請期間内に申請いただいた方全員の入所決定を行っております。今後も放課後の児童の健全育成及び保護者の皆様の仕事と子育ての両立を支援するため、児童クラブの充実を図ってまいります。

介護保険関係については、「安心してゆとりある生活ができるまちづくり」という基本理念のもと、平成30年度からスタートした、第7期介護保険事業計画が令和2年度に計画期間満了を迎えます。現計画の成果や本市の状況、高齢者の現状、介護、福祉に関する将来的な動向を踏まえ、第8期介護保険事業計画を策定してまいります。多様な課題に応える包括的支援体制を構築し、さらなる高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ってまいります。

また、高齢者おもいやりタクシー事業や、障がい者を対象とする福祉タクシー事業では、交付枚数を一部拡充し、高齢者や障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図りながら、利便性の向上に努めてまいり

ます。

子育て支援医療については、平成30年7月から開始しました高校生世代までの医療費無料化を引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

特定不妊治療対策としては、助成金額を上限10万円から20万円に増額し、不妊に悩む方の経済的負担の軽減と少子化対策の充実を図ってまいります。

また、新生児の先天性難聴などを早期発見し、早期治療、早期養育に結びつけるため、新たに新生児聴覚検査費を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

平成27年度から開始した「生涯元気づくりポイント事業」については、ポイント対象事業となっている出前講座や各種健康増進事業の場において、新たに移動用体組成計を活用し、参加者の体組成測定を行い、年度内に筋肉量の増加が図られた際に、さらにポイントを付与するなど、健康づくりの意識高揚に努めます。

また、平成30年度から20歳と30歳になられた方を対象に「健口歯周疾患検診」として無料の歯周疾患検診を開始してまいりましたが、新たに25歳と35歳も対象に加え、若い世代からの歯周疾患予防を推進してまいります。

中央診療所については、引き続き「尾花沢市中央診療所あり方検討委員会」を開催し、将来の診療所のあり方を見据えながら、公的な医療機関としての役割を明確にするとともに、医療の質を保持し効率的な医療体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

常勤医師の確保については、情報収集に努めながら積極的に関係機関と連携を図り、確保に向けた働きかけを引き続き行ってまいります。

また、住み慣れた地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、施設の修繕や医療機器等の更新など環境整備を図りながら、患者や家族の意向に添った医療の提供に努めてまいります。

第4の柱は「人と自然を思いやる安全安心な生活環境づくり」です。

本市の豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、令和2年度においても「尾花沢市環境基本計画」に基づく環境関連施策を計画的に推進してまいります。

生活環境の改善については、小型家電リサイクル回収事業を継続し、ゴミの減量化や再資源化等を進め、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成に努めてまいります。

生活排水処理対策については、公共下水道及び農業

集落排水事業への加入促進と施設の適切な維持管理に努めるとともに、指定地区を含め、合併浄化槽設置者に対する各種補助事業を継続し、生活排水処理施設の普及率を高めてまいります。

簡易水道事業は、未給水区域の本管布設工事及び老朽管の改修に伴う布設替工事を順次行ってまいります。また、漏水調査を委託しながら有効率の向上を図り、安全、安心な水道水の供給に努めてまいります。

防災対策、危機管理について、近年頻発する大規模自然災害等への対応を強化するため、総務課内に「防災危機管理室」を新たに設置し、市民の生命と財産を守るための施策をさらに推進してまいります。また、防災行政無線の難聴エリアの解消に向け、屋内でも放送を聞くことができるよう、防災行政無線個別受信機の無償貸与事業を開始し、確実に災害情報を伝達できる防災広報体制の強化を進めてまいります。さらに、食糧、毛布等の避難所備蓄品の計画的な配備、更新を進め、避難所機能の充実強化を図ってまいります。

自主防災組織に対する支援については、防災資機材等の購入助成とともに、防災訓練等の実施、防災士資格取得に要する費用助成を継続し、市民の自主防災意識の高揚と組織強化を図ってまいります。

国民保護関連について、市民の生命、身体及び財産の保護を目的に、武力攻撃やテロを想定した国民保護団上訓練を国、県と共同で実施いたします。

消防防災については、関係機関と連携し、消防、防災体制の強化を図り、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

令和2年度については、老朽化が進んでいる大石田分署配備の消防ポンプ自動車を更新し、尾花沢市、大石田町のさらなる消防力の強化を図ってまいります。

火災予防については、今後も自主防災会をはじめとする各種防災団体のご協力を賜りながら連携し、自助、共助の意識醸成と防災意識の高揚を図り、火災予防に努めてまいります。

救急業務は、引き続き救急隊員、救急救命士を養成するとともに、救急救命士の気管挿管実習や病院実習により技術の習得を図るとともに、市民への応急手当講習会を開催し救命率向上に取り組み、さらなる市民サービスの向上に努め、救急車の適正利用についても啓発活動を進めてまいります。

通信業務については、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、より多くの外国人が来日することから、新たに緊急通報システム、三者間同時通訳を整備し、外国人来訪者への緊急時の対応を強化してま

いります。

消防団関係は、今後も消防団の活動拠点となるポンプ格納庫や小型ポンプの更新等を計画的に実施し、自主防災会や女性防火協力班と連携を図りながら、地域の防火防災体制の充実に努めてまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転による交通事故や歩行中の交通事故が後を絶たない状況にあり、今後も関係団体と連携し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証返納に対する支援を継続し、交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、多様化する悪質商法や消費者トラブルを防止するため、出前講座による啓発活動や消費生活相談窓口での相談を継続するとともに、警察署や市防犯協会等と連携し、犯罪の抑止効果が期待される防犯カメラの設置に取り組み、犯罪防止と安全安心な地域づくりに努めてまいります。

第5の柱は「人々が集う雪に強い都市基盤づくり」です。

克雪への取り組みは、市民生活を守るために大変重要です。今年度は全国的な暖冬となり、本市においても過去100年でも経験したことのない少雪となりました。例年、市除雪ボランティアセンターを中心に、高齢者世帯への除雪ボランティア活動を展開しておりますが、今年度は活動を見合わせております。今後とも、関係機関と連携しながら、除雪ボランティアセンター活動に対する支援を継続してまいります。

次に、道路、橋梁関係についてです。

東北中央自動車道、東根～尾花沢間は、大石田村山ICから東根北ICまでの残り約13.4km区間が、令和4年中に開通する見込みとなっております。これにより、首都圏がより近くなり、本市の交流人口の拡大や産業振興の推進が図られるものと期待しております。引き続き関係機関と連携を強化しながら、開通に向けた要望活動を展開してまいります。

一般国道347号については、平成28年の冬に通年通行が実現してから、大きな事故等もなく、安全に通行していただいております。今後とも宮城、山形両県をはじめ、関係機関と連携を密にし、さらなる安全確保に向けた取り組みを行いながら、早期に24時間通行が可能となるよう、引き続き要望活動を強化してまいります。

道の駅尾花沢については、オープンしてから13年目となり、老朽化している箇所も見受けられることから、改修を図ってまいります。また、東北中央自動車道の

全線開通を視野に入れ、観光や産業の振興、道路利用者の安全確保と地域防災拠点としての機能強化に努めます。

生活の基盤である幹線市道や生活道路の整備は、「元気な尾花沢を語る会」などを通じて、流雪溝整備や狭隘路線の改良、舗装補修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望事項への対応など、計画的に整備を進めてまいります。また、流雪溝について新たな導水路を整備し、安定した消流雪用水の水量確保に努めるとともに、水利権獲得の加速化について、関係機関と連携しながら推進してまいります。

市道の舗装補修や側溝、水路、グレーチング、ガードレールなどの市道補修については、各地区からの要望を踏まえ、計画的に進めてまいります。

また、街路灯及び防犯灯のLED化については、市管理の街路灯について計画的に進めてまいります。防犯灯については、年次計画のもと、ほぼ全額補助となる1灯あたり35,000円の補助を継続し、地域の負担軽減を図りながらLED化を推進してまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」及び橋梁点検、診断に基づき、国の交付金等を活用しながら、橋梁補修設計及び工事などの予防保全、安全性確保への取り組みを進めてまいります。

次に、除排雪対策は、今季は暖冬により少雪となりましたが、引き続き、除雪情報システムを活用し、市民に対する「除雪の見える化」を図りながら、関係者と連携し、間口除雪のさらなる拡充を図るとともに、より迅速で効果的、かつ、きめ細やかな除雪を行ってまいります。そのために、小型ロータリ除雪車2台を更新し、除雪体制を充実させてまいります。

また、これまで集落での流雪溝管理を支援してきた「流雪溝管理委員会等運営費補助金」を拡大し、雪押し場に関する支援を行うため「集落等雪対策支援事業費補助金」として創設し、「地域一斉除排雪事業」、「生活道路除雪費補助金」と合わせて、官民一体での総合的な雪対策事業を継続し、雪に対する負担軽減を図ってまいります。

次に、住宅対策についてです。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、下新田団地の住宅断熱改修工事を実施し、居住環境の向上と施設の長寿命化を図ってまいります。

定住、移住を促進するため、市有地を有効活用した安価な宅地供給として、旧荒幡住宅跡地に10区画の宅

地分譲を実施しておりますが、現在、住宅建築済みが2区画、売買契約済みが2区画となっており、残り6区画においても早期完売に向けたPRを強化してまいります。

住宅リフォーム支援事業は、令和元年度も多くの市民の皆様にご利用いただいており、新年度も引き続き事業を継続してまいります。

また、近年頻発している地震等の自然災害により、倒壊の危険性が高いブロック塀等を除去することで、通行者の安全を確保し、事故を未然に防ぐため、「危険ブロック塀等除却支援事業費補助金制度」を創設します。

都市計画マスターplan策定については、現行計画が令和2年度を目標年次としているので、令和3年度から20年間を計画期間とする「第2次尾花沢市都市計画マスターplan」の策定作業を進め、今後の都市形成とまちづくりを担う基本的な方針を定めてまいります。

第6の柱は「地域特性を生かした心豊かな教育と文化のまちづくり」です。

「尾花沢市総合教育会議」では、教育等の振興に関する施策の方針となる、教育大綱策定のほか、教育に関して重点的に講ずべき施策について協議、調整を行っており、今後も教育委員会との連携を一層強化しながら、基本目標とする「地域特性を生かした心豊かな教育と文化のまちづくり」の実現に向け取り組んでまいります。

少子化に伴う本市の児童生徒の推移を踏まえ、将来を展望した学校のあり方について幅広く意見をうかがうため、保護者、地域の代表、学識経験者で組織する、学校教育検討委員会を設置し2カ年にわたり検討を重ねてまいりました。令和元年12月25日、教育委員会に提言書が提出され、令和2年1月15日の市総合教育会議においても協議がなされました。新たな学校整備は、今後のまちづくりを考える上でも大変重要です。いただいた提言を十分尊重しながら、第7次尾花沢市総合振興計画並びに都市計画マスターplan策定のなかで充分に検討してまいります。

学校教育については、令和2年度の重点項目の取り組みとして、学力向上、英語教育の充実、ふるさと学習を推進してまいります。

学力向上では、山形県が推進しております「探究型学習」を核にした授業改善を行い、児童生徒の問題解決能力の育成に努めてまいります。また、特別支援教育支援員の配置に加え、令和2年度には学習支援員を

配置し、個々に応じた指導の充実を図り、学力向上に努めてまいります。コンピューターやタブレットなどのICT機器を有効活用するとともに、児童に対するプログラミング教育を推進するため、感情認識パーソナルロボットを導入し、未来を生き抜いていくために必要な資質、能力の育成に努めてまいります。

英語教育については、「尾花沢市チャレンジ・イングリッシュプラン」に基づく取り組みを進めて3年目となります。中学生に対する英語検定料の助成、小中学生の希望者を対象とした「イングリッシュ・キャンプ」を令和2年度も継続してまいります。また、3名のALTとともに、チャレンジ、コミュニケーション、コラボレーションの3つのCが育めるよう、授業づくりへの支援や環境整備を図ってまいります。

ふるさと学習については、これまで各校の特色を活かしたすばらしい取り組みが行われてきました。地域の良さにふれ、郷土愛を育むことは未来の尾花沢を支える人づくりにつながってまいります。昨年度より、「活力ある学校づくり推進事業」の予算を大幅に増額しており、各校で創意あふれる教育活動がなされております。

また、小学校3、4年生が社会科の副読本として使用する「わたしたちの尾花沢市」が全面改訂され、尾花沢市の魅力をふんだんに盛り込み、ふるさと愛が育めるものとなりましたので、校外学習などで積極的に活用していきます。

そのほかに、いじめ問題、不登校問題、虐待等の課題に対しても、学校と緊密に連携を図りながら対応してまいります。

昨年10月17日には市制施行60周年記念事業として「こども議会」が開催され、子ども目線での質問や政策提言など活発な意見が出されました。子どもたちが地域について主体的に考え提案した意見を受け、学校のトイレの洋式化工事等の施策を進めてまいります。

また、冬期間のインフルエンザ対策のため、教室等へ加湿器を設置するなど、教育環境の充実を図りながら、児童生徒の学力、社会力の向上に努めてまいります。

耐震化されていない老朽化した廃校施設については、引き続き安全確保に努めるとともに、空き公共施設解体計画に基づき対応してまいります。今年度で閉校となる鶴子小学校及び玉野中学校については、耐震基準を満たしておりますので、地域の意見を聞きながら有効活用に向け検討してまいります。

学園都市構想については、土地の状況、利用規制、情報の把握と整理など、構想を策定する上で必要な準

備資料の作成に取り組み、具体的な内容については、地域や保護者の皆様や関係者の声を聞きながら進めてまいります。

生涯学習、公民館分野では、市民の文化活動や生涯学習の支援を図るとともに、地区公民館は地域住民が安全安心に住み続けていくための地域コミュニティや防災などの地域拠点として、地域団体や住民の皆様とともに地域力向上に努めてまいります。また、各地区においては、地域の子どもは地域で育てる体制づくりとして、地域資源を活用した青少年の体験、交流活動を実施し、地域愛の醸成と次代を担う青少年の健全育成を推進してまいります。

学習情報センター「悠美館」については、各種ボランティアグループの協力を得ながら、利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、図書館まつり等も開催し、多くの方々から気軽に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

「親子ふれあい広場」は、園児から小学生を対象とした公演を開催し、芸術に触れながら親子で絆を深める機会を提供してまいります。

史跡延沢銀山遺跡「山神神社」の修復については、文化庁の指導の下、調査設計に向け、冬季の積雪や風雨から神社を守るための素屋根建設工事を行い、史跡の保全、保護に努めてまいります。

スポーツ振興については、「元気おばね絆駅伝大会」を6月に開催し、引き続き元気な地域づくりにつなげてまいります。また、これまで、スポーツにおいて、東北大会以上に出場する個人や団体に対し激励金を交付しておりましたが、文化活動においても同様に激励金を交付できるよう制度を拡充し、スポーツ文化両面での支援を図ってまいります。

また、「認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく輝ける尾花沢」を基本理念に令和9年度までの「第2次男女共同参画推進計画」を策定し、性別、年齢に関わりなく皆が活躍することで本市発展へつながる社会づくりに取り組んでまいります。

第7の柱は「市民とともにつくる協働のまちづくり」です。

これまで各地区や団体の会合等にお伺いしながら、市民の皆さんとの声を直接お聞きし、市政に活かしてまいりました。今後も、人にやさしくあったかい元気な尾花沢の実現のため、市民の皆さんと尾花沢の未来について語り合う場を設けるとともに、市役所、地区公民館に「ご意見箱」を設置し、市民の皆さんから広くご意見等をお聞きしてまいります。

また、市内の中学3年生を対象とした「市長夢講話」については、今年度はコロナウイルス対策のために残念ながら開催することができませんでした。来年度は継続開催し、未来を担う生徒と意見交換をしてまいります。

現行の第6次総合振興計画については、計画期間が平成32年度までとなっております。令和2年度に新たなまちづくりの指針となる次期計画の策定に向け、現計画の評価や現状分析、ワークショップや「未来の尾花沢を語る会」を開催してまいります。

また、「ふるさと大使」の佐々木則夫さん、佐渡ヶ嶽満宗さん、あべ美佳さん、太田涉子さんには、各種イベントで本市をPRしていただいております。今後も、ふるさと大使の皆さんのご協力を得ながら、本市の魅力を全国に発信するとともに市民の皆様に元気を届けてまいります。

統計調査は、令和2年度は5年に一度の国勢調査の年となっています。市の行政運営の基礎を成す情報基盤としての役割を担えるよう、精度の高い調査に向け、統計調査員の確保対策を講じながら調査に取り組み、統計調査によるデータをまちづくりに活かしていきます。

ふるさと納税の基金である「応援基金」には今年度2月1日現在で約2万1,000件、3億6,400万円余りの寄附が寄せられており、本市返礼品は全国の寄附者の皆様に好評をいただいております。今後も法令を遵守し、特産品をPRするとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨である「心のふるさと」「地域活性化」の観点から、新たに体験や交流に結びつく返礼品を充実してまいります。また、寄せられた寄附については、寄附者の意向や、市民各層からなる使途選定委員会等のご意見を踏まえ、地域課題の解決に有効活用してまいります。

これらの施策を限られた財源、人員で着実に実行するには、行財政改革を継続的に推進し、時代に即した事業の展開と健全な財政運営が求められます。本市の最上位の計画である、第6次尾花沢市総合振興計画で掲げた「夢かがやき絆で結ぶ元気創造のまち尾花沢」の実現に向け、さらなる行財政改革の推進に努めながら、新たな行政需要にも対応してまいります。

以上が、令和2年度に盛り込んだ施策の概要であります、「人にやさしくあったかい元気な尾花沢」を目指し、議員各位並びに市民の皆様と力を合わせ、まちづくりに取り組んでまいります。また、令和2年度は「第7次尾花沢市総合振興計画」の策定年でもあり

ます。策定にあたっては多くの市民の皆様よりご意見を頂戴し、市民と行政の連携のもと、本市の未来に向けたまちづくりの指針を作つてまいりたいと考えております。

結びに、第6次尾花沢市総合振興計画「元気おばなざわ創造プラン」に掲げました事項を着実に実行するため、誠心誠意努力してまいります。皆様のご理解とご協力を願い申し上げ、施政方針といたします。

本定例会に提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億9,531万4,000円を追加し、予算の総額を129億8,959万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、公共施設整備等基金積立金、悠美館エアコン修繕工事費、簡易水道の施設等を修繕するための簡易水道特別会計繰出金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業費補助金、雪解け早々から迅速に対応するための市道等の補修工事費などを追加するものです。

歳入については、県支出金の担い手確保・経営強化支援事業費補助金、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業費補助金を増額するものであり、このほか、事業の決算見込みによる市債の調整、普通交付税、繰越金の追加により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、WEBカメラ更新事業のほか、23事業については、年度内の完了が困難なこと、並びに年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許の設定をお願いするものです。

第3表、債務負担行為補正については、休廃止鉱山鉱害防止事業坑廃水処理業務委託料は、令和2年度からの事業の円滑な執行を図るため追加をお願いするもので、徳良湖周辺施設指定管理料、徳良湖温泉花笠の湯指定管理料、花笠高原施設指定管理料については、職員の待遇改善を図るため、人件費の積算において会計年度任用職員の報酬を基準に積算したことと、運営実績に基づき精査したことにより限度額を変更するものです。

また、徳良湖周辺施設指定管理料においては、指定管理者の主体的な取り組みが図られるよう、オートキャンプ場の使用料を利用料に変更して、指定管理者の収入とするため、限度額を変更するものです。

第4表、地方債補正については、台風19号による常盤小学校の災害復旧を図るため、公立学校施設災害復

旧事業の追加をお願いするものであり、指定地区浄化槽整備事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金については、決算見込み額に合わせ限度額の変更をお願いするものです。

議第2号「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万1,000円を追加し、予算の総額を21億3,001万9,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それ1,190万円を減額し、予算の総額を3億8,781万4,000円とするものです。

事業勘定においては、決算見込みにより予算を調整するものであり、中央診療所施設勘定においては、歳出について、医薬材料費を減額するもので、歳入については、診療報酬収入等を減額し、繰越金を充当して予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、経営診断分析事業の年度内完了が困難なため、繰越明許の設定をお願いするものです。

議第3号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,597万7,000円を追加し、予算の総額を2億5,984万7,000円とするものです。

歳出については、施設等修繕料を追加するものであり、歳入については、水道使用料を減額し、一般会計からの繰入金と繰越金により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、施設修繕事業のほか2事業の年度内完了が困難なこと、並びに年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許の設定をお願いするものです。

議第4号「令和元年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ152万2,000円を追加し、予算の総額を207万2,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせて返還金を追加し、歳入については、国営村山北部土地改良事業負担金と繰越金により予算を調製するものです。

議第5号「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ369万1,000円を追加し、予算の総額を7,437万1,000円とするものです。

歳出については、無線デジタル化工事請負費などを追加し、歳入については、農業集落排水使用料を減額し、一般会計からの繰入金を追加して予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、年度内に予算化し継続して行う施設修繕事業と無線デジタル化工事を実施するため、繰越明許の設定をお願いするものです。

第3表、債務負担行為については、新年度からの事業の円滑な推進を図るため、農業集落排水処理施設保守点検業務委託料を追加するものです。

議第6号「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,289万1,000円を追加し、予算の総額を20億7,557万9,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせて、介護保険給付基金積立金などを追加するもので、歳入については、決算見込みに合わせて、特別徴収保険料などを追加し、介護給付基金繰入金を減額するなどして予算を調製するものです。

議第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ712万8,000円を追加し、予算の総額を2億486万3,000円とするものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を追加し、歳入については、繰越金を追加するなどして予算を調製するものです。

次に、令和2年度予算案について申し上げます。

令和2年度予算は、本市の最重要課題である人口減少問題に対応し、子育て支援や高齢者がいきいきと暮らせる、「夢かがやき絆で結ぶ元気創造のまち尾花沢」の実現に向け、「安心して子育てできるまち」、

「いつまでも元気に暮らせるまち」、「雪や災害に強いまち」、「地域資源を生かした活力あるまち」の4本を柱として、時代が求める施策と本市の魅力や活力を生み出す施策に重点を置いた予算案としたところです。

国の地方財政計画では、本市歳入の根幹をなす地方交付税において、本市のように人口減少が著しく、少子高齢化が進行し、地域社会の維持が深刻な危機に直面している団体に対し、地域社会再生事業費が創設されました。また、地方交付税の総額は2.5%増となる一方、臨時財政対策債が3.6%減となり、地方交付税等による一般財源は前年度並みを確保できる見込みです。

財源については、過疎対策事業債など、交付税措置のある有利な地方債の活用や、財政調整基金、ふるさと尾花沢応援基金、公共施設整備等基金などからの繰入れにより、前年度に比べ7億7,500万円、率にして6.8%減の、106億6,000万円となったところです。

また、特別会計ですが、国民健康保険会計の事業勘

定が5,776万7,000円の減、中央診療所施設勘定が5,903万5,000円の増、簡易水道会計が3,027万7,000円の増、農業集落排水事業会計が1,725万8,000円の増、介護保険会計が2,237万円の増、後期高齢者医療保険会計が1,670万7,000円の増となり、特別会計の合計額は、49億8,076万6,000円で、前年度に比べ8,788万4,000円、率にして1.8%の増となったところです。

それでは、各会計別に申し上げます。

議第8号「令和2年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を106億6,000万円とするものです。

次に、性質別に申し上げます。

歳入については、国の地方財政計画や県の予算の動向等を参考に見積もったところです。

まず、1款市税については、今年度も雇用、所得環境ともに改善の見込みであることから、1.9%の増としたところです。

2款地方譲与税から、10款環境性能割交付金までは、地方財政計画や県の予算案、令和元年度の収入見込み額等を参考に計上し、11款の地方交付税については、地方財政計画では2.5%の増と、地域社会再生事業費の創設が示されており、公債費の減などの要因を加味し1.4%の増と見込んだところです。

15款国庫支出金については、認定こども園施設整備や市体育館耐震改修事業が終わり、保育所等整備交付金や社会資本整備総合交付金、児童手当交付金などが減少するため、19.6%の減と見込んだところです。

18款寄附金については、ふるさと尾花沢応援寄附金について、令和元年度の収入見込み額を基準に11.1%の減を見込んだところです。

19款繰入金については、財政調整基金は前年よりも18.8%減、ふるさと尾花沢応援基金は6.2%減、公共施設整備等基金は62.9%減、全体として29.8%減としたところです。

22款市債については、文化体育施設整備事業、冬期間の市民生活に密着する生活道路の改良や流雪溝整備などを実施するための道路新設改良事業、除雪機械購入事業、消防ポンプ自動車購入事業などに過疎対策事業債や緊急防災減災事業債を充て、さらには子育て支援医療給付事業などのソフト事業にも過疎債を充当するなど、積極的に交付税措置のある地方債を活用してまいります。

次に、歳出について申し上げます。

人件費については、臨時職員が会計年度任用職員へ移行することに伴い、待遇が改善されることと、賃金

から報酬での支払いに切り替わることで、物件費から人件費に性質分類が変わるために、12.9%の増となっています。

公債費については、平成27年度の農試中新田線流雪溝整備と平成28年度の尾花沢中学校エレベーター設置の元金償還が始まることなどにより、4.6%の増となっています。

物件費については、人件費で説明したとおり、臨時職員が会計年度任用職員へ移行することに伴い、17.7%の減となるものです。

補助費の一般事務組合分としては、環境衛生事業組合のし尿処理施設の償還開始に伴い負担金が増加することにより、6.7%の増となるものです。

投資的事業費については、総務費において、文化体育施設改修事業、民生費において、宮沢地区地域福祉交流センター屋根改修工事、衛生費において、指定地区浄化槽設置整備事業費補助金、農林水産費において、経営体育成支援事業、農業水利施設ストックマネジメント事業、農業用水路等長寿命化防災減災事業、休廃止鉱山鉱害防止事業、商工費において、徳良湖周辺環境整備事業、土木費において、除雪機械購入事業、市道補修事業、道路新設改良事業、社会資本整備総合交付金事業、住宅リフォーム支援事業、市営住宅等長寿命化改修事業、消防費において、消防ポンプ自動車購入事業、耐震性貯水槽設置事業、教育費において、小学校トイレ洋式化工事、延沢銀山遺跡整備事業、災害復旧費において、公共土木施設災害復旧事業などに予算を配分したところであります。普通建設事業については、新庁舎建設事業、認定こども園整備事業、市体育館耐震改修事業などが終了したことにより、災害復旧事業と合わせた投資的事業費の総額は、44.3%の減となったところです。

次に、第2表、債務負担行為ですが、生活排水設備等改造資金利子補給金のほか2件について設定をお願いするものです。

第3表、地方債ですが、防災対策事業、臨時財政対策債のほか、投資的事業、過疎対策に係るソフト事業及び災害復旧事業に充てるため、8億9,440万円を限度額として、設定をお願いするものです。

次に、議第9号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、予算の総額を20億4,251万2,000円とするものであり、前年度に比較して2.8%の減となったところです。

中央診療所施設勘定については、予算の総額を4億

5,874万9,000円とするものであり、前年度に比較して14.8%の増となったところです。

また、第2表、地方債については、医師確保事業以下3件について限度額の設定をお願いするものです。

議第10号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億6,307万6,000円とするものであり、前年度に比較して13.0%の増となつたところです。

また、第2表、債務負担行為については、簡易水道事業を公営企業会計に移行するための業務を複数年にわたり委託するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

第3表、地方債については、簡易水道事業を推進するため限度額の設定をお願いするものです。

議第11号「令和2年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計予算」についてですが、予算の総額を55万4,000円とするものであります。

議第12号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計予算」についてですが、予算の総額を8,501万円とするもので、前年度に比較して25.5%の増となつたところです。

また、第2表、債務負担行為については、農業集落排水事業を公営企業会計に移行するための業務を複数年にわたり委託するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

第3表、地方債については、公共汚水処設置事業、公営企業会計移行事業を推進するため限度額の設定をお願いするものです。

議第13号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を19億2,933万円とするものであります。前年度に比較して1.2%の増となつたところです。

議第14号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億153万5,000円とするものであります。前年度に比較して9.0%の増となつたところです。

以上が、令和2年度予算関係議案の概要であります。次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第15号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方自治法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第16号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び、印鑑

登録証明事務処理要領の一部改正により、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第17号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する条例の整備を図るため、提案するものです。

議第18号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、農業委員及び農地最適化推進委員に対し、農地利用最適化交付金を能率給として支給するため、提案するものです。

議第19号「尾花沢市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、水道法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第20号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、低所得者の保険料軽減強化の完全実施に係る介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第21号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、徳良湖周辺施設等における指定管理者の主体的取り組みを推進し、市民福祉の向上を図るため、提案するものです。

議第22号「尾花沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第23号「第8次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」ですが、本市への定住と移住を促進するため、提案するものです。

議第24号「尾花沢都市計画事業中新田土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の設定について」ですが、事業の完了に伴い、条例を廃止するため、提案するものです。

議第25号「市有財産の無償貸付について」ですが、尾花沢農産加工有限会社の経営改善計画に基づく経営の立て直しを支援するために、土地建物を無償で貸付するため、提案するものです。

議第26号「市有財産の無償貸付について」ですが、空き公共施設を有効に利活用して、地域の活性化と雇用機会の拡大を図るために、旧荻袋小学校を無償で貸付するため、提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要で

すが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第30、議第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」から、日程第36、議第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」までの7案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、7案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第30、議第1号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

伊藤浩議員。

◎12番(伊藤浩議員)

1点お伺いいたします。補正予算書の25ページでございますが、6款1項5目19節、多面的機能支払交付金におきまして3,141万1,000円の減となっておりますが、この背景についてお伺いをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

多面的機能支払交付金についてでございますけれども、農地維持部分1階建ての部分と、資源向上の部分共同活動の部分につきましては、100%交付いただいたところではございますけれども、3階建ての部分の長寿命化の部分、これが令和元年度の当初要望額が前年度の実績に応じた形で、各市町村のほうで要求されたというふうなことで、予算の総額がそれを基本として定められておったようございまして、それを上回る令和元年度の事業要望があったということで、その差額分がこの長寿命化の部分で調整されてしままして、例年であれば90を超える交付決定になっておるところなんですけれども、今年度は65%というふうな交付決定であったということでございます。

なお、いろいろ県のほうにも確認しておりますけれども、来年度以降については、このようなことがないような形で交付されるんではないかというふうなこと

でお聞きしておるところでございますので、我々も40団体が現在この交付金事業に取り組んでおられますけれども、来年度以降の、新年度の事業につきましては、十分精査した上で要求してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

長寿命化の予算が35%ほど減額されたというふうなことでございますけれども、これ尾花沢でも今現在、総額で言いますと予算的には約2億4,000万円の予算でございました。その中の3,100万円という減は非常に大きい。特にですね、施設の長寿命化と言いますと、いわゆる管理をされている土地改良区さんにとっても、大変これ助かっている部分なんです。というのはご存知かと思いますけども、やはり土地改良区の分でこういう施設の改良をしますと、どうしてもその分の負担金が受益者の方に出てきてしまうということでございます。多面的事業でやりますと、そういうことも一切ないというふうなことで、非常に構成員にとってもいい制度だと思います。

また合わせまして、やはり先ほど以来お話をましたが、尾花沢市の農地を守っていくためのこの事業というのは、もうなくすることはできない、大きな事業に今なりつつあるかと思います。来年度予算案も、今年度とほぼ同額の予算が計上されておりますので、どうぞ今回のその背景を十分に精査されまして、来年度予算につきましては、100%交付を受けられるようなことで努力をお願いしたいと思います。終わります。

◎議長(大類好彦議員)

その他。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

何点かご質問させていただきます。まず6ページ、繰越明許費でございますけども、総務管理費の防災事業費が3,754万6,000円繰越となりました。この理由とこの事業の主な内容についてご説明をお願いいたします。

次に8ページ、第3表、債務負担行為の補正でございます。徳良湖周辺施設指定管理料、徳良湖温泉花笠の湯指定管理料、花笠高原施設指定管理料、こちらの説明は先ほど市長からもあったわけでございますけども、1つのその内容といたしましては、会計年度任用職員の待遇改善をしていくんだというふうな回答でございます。私はそれは大変結構だなと。私もそのように申し上げてまいりましたので、それは結構だなと思

います。ただその花笠の湯の指定管理料ですけども、倍増ということで、9月定例会で、この議会で限度額を設定したわけですけども、この内容については少し詳しくぜひご説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、21ページ、3款1項1目19節、プレミアム付商品券事業費補助金、437万5,000円の減額となっております。合わせて23ページ、4款1項3目13節、予防接種等業務委託料、521万円の減額。さらに25ページ、6款1項3目19節、農業次世代人材投資資金経営開始型、328万3,000円の減額、この3点についての減額の理由について、ご説明をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。まず6ページの繰越明許費の総務費の中の防災対策事業3,754万6,000円についてでございますが、こちらのほうには、工事関係が3件入ってございます。まず1点目が、防災行政無線整備工事ということで、今年度、防災無線の拡声子局5カ所、それからスピーカー1カ所の増設を予定しておるところでございます。この工事につきまして、設置箇所にかかる地権者との協議等に不測の期間を要したために、今年度工事に入れないということで、翌年度に繰り越させていただきたいというものです。

このほかに、震度計関係の工事が2件ございます。旧庁舎の駐車場の南側に震度計が現在設置されておりますけども、その震度計と新庁舎をつなぐ通信線の埋設工事が1件。それから合わせて関連いたしますけども、庁舎内に設置しますこの震度計のネットワークの移設工事、これがございます。この震度計関係の2工事合わせて654万6,000円でございます。こちらのほう、新庁舎の外構工事のほうが工期延長になったことに伴いまして、こちらの工事のほうも工事と合わせて行うということで、今年度内に工事ができないということで、翌年度のほうに繰り越させていただきたいというものです。

なお先ほどの防災行政無線の工事費については、3,100万円でございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

青野議員からありました8ページ、徳良湖温泉花笠の湯指定管理料の金額が、ほぼ倍になっていることに対する理由でございます。基本的には、9月の債務負担の設定の際、それから12月本会議で指定管理者の指

定を行う際、さらには議員の皆様と勉強会をした際に、さまざまな意見を皆様のほうからいただいたところでございます。そうしたことを踏まえ、市側としては、もう一度その施設にかかる経常経費、どれぐらいあるのか、再度積み上げをさせていただきました。そして各施設の収入ありますけれども、その収入の5ヵ年分をずっと、実績を見まして、収入から経常経費を差し引いて、これぐらいならば経営できると、運営できるといった数字を再度引き出させていただいて、その上で今回指定管理料積み上げが終わりましたので、それに合わせて限度額の設定をお願いしたところでございます。そうした理由から、徳良湖温泉花笠の湯指定管理料については、9月で債務負担を設定した時よりも1,000万円弱ほど増えているということでございます。

◎議長(大類好彦議員)
福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。プレミアム付商品券の事業費の補助金の減額ということでございますけれども、2月末をもって、最終的な数字なんすけれども、住民税の非課税者の世帯については、申請件数が1,536件ありますまして、該当の3,193の人数で割りますと、申請率が約48%になっておりました。もう1つの子育て世代、平成28年4月2日から令和元年の9月30日まで生まれた方の世帯になりますけれども、世帯数で251、該当の子どもさんの人数が278であります。この方に対するプレミアム付商品券の交付となったわけでございます。先ほど申しましたように、思ったよりその住民税の非課税世帯が半分もいってなかつたというふうな結果もありまして、補助金の減額となつたものでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)
健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

23ページの4款1項2目13節の予防接種等業務委託料の減額についてのご質問ですが、こちらのほうにつきましては、出生数の減少によります子どもの定期予防接種が減ったということによりまして、減額となつているものでございます。

◎議長(大類好彦議員)
農林課長。

◎農林課長(本間純君)

25ページの農業次世代人材投資事業の関係でございますけれども、平成27年度から給付額の算定が変動制ということで、前年の所得を基準に計算されるという

ふうになっております。当初7人分825万円を予算見積もったところでございますけれども、本年度は前年度の所得350万円を上回る方が出ておりまして適用除外、また前年所得が100万円から350万円の方につきましては、所得に応じて給付額が調整されることにより、満額支給ならなかつたため、今回予算のほう調整させていただいたというものです。

◎議長(大類好彦議員)
青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ご説明いただきまして、ありがとうございます。ちょっと順不同になるかもしれません、今説明いただきました点について、もう1度質問させていただきます。次世代の経営開始型、今農林課長からありましたように、変動型に変わつたということで、非常にいわば国の制度が所得によって減額をされるという点があつたということで、尾花沢市のような場合、冬期間の農業というのはやっぱりできないという特殊性がありまして、冬場の農業による所得がない分、別の形での就労ということになった場合、やっぱりそういうのも減額になるというふうなことのようでございます。これは国の制度ということで、我々も農林水産省との折衝なんかも含めながら、やはりこういうのは、雪国にあつた対応に見直しをしていただきたいというふうな要望申し上げてありますけれども、ぜひ当局側のほうからもそういうたやっぱり雪国のそういう農業後継者を育成するという上でやっぱりハンドがあるわけですから、そういう意味では国の制度の改善を求めていくべきじゃないかなと、これをぜひお願いしたいというふうに思います。

予防接種については、了解いたしました。

次にプレミアム付商品券なんすけども、やっぱり国の制度としてせっかくそういう所得の少ない方、あるいは子育て世帯を支援しようということでできた制度なんすけども、私は決して周知不足だとは思つておりません。このプレミアム付商品券というのは実は自分で買わなきやならないということがあって、なかなか低所得の方もやっぱりお金を出して、その対価としてその補助を受けるということですので、やっぱりなかなか正直言つてその低所得者、いわゆる所得の少ない方にとってはプレミアム付商品券ってハードルが高いのかなというようなことも、この残額の中から私なりに分析をしているんですけども、そういう意味でもそのプレミアム付商品券、あり方については商工観光課のほうでも同じような制度をやつてあるわけ

ですが、ぜひやっぱりそういった方面からの考えについては、今後のそういった制度に対する運用の仕方についてもぜひ再考いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと6ページの防災対策事業の繰越明許ということで、今お聞きをしましたが、拡声器とあるいはスピーカーの分が3,100万円繰り越されたということでございます。これは前年度、区長さんのほうからいろいろ聞き取りをして、聞き取りにくい部分についての子局の設置、あるいはスピーカーの増設ということであったと思います。今お聞きをしました地権者との調整がつかなかつたということなんですが、今現在その地権者との調整については、どのように進行されているのか、あらためてお伺いをいたします。

そしてですねやっぱり、去年、今年と2年続けてその尾花沢での集中豪雨災害があったと、台風災害があったということを考えますと、やっぱりこういった防災関連については、できるだけスムーズに、その地域の安心安全を高めていく、そういう意味では重要な予算だというふうに思いますので、あらためて今年度内の対応というのもお願ひしたいわけですが、併せてお願ひいたします。

そしていわゆる債務負担行為の補正でございますけれども、今ありましたように、一定程度のその職員の待遇改善、私そういうものがなければやっぱり働く意欲も含めて、やっぱり安ければいいというものではないと。ある程度の待遇改善がこれは必要だということを私も申し上げてまいりました。そういうふうな意味で、増額ということについては、徳良湖周辺指定管理料についても、今度は使用料が収入になるという中での減額ですので、おそらくそういった待遇改善も含まれているというふうに思いますので、それについては了解いたしました。

花笠の湯の指定管理料、倍増ということで、今、経過についての説明はあったわけですが、やはり限度額の設定というのは、その内容について、こういう積算をした上で弾き出す数字でございます。減額についてはありますけども、増額というのは、それなりのしっかりととした根拠、そういうものを示すべきだなというふうに思っております。これまで、今日は本会議ということになってしまいきましたけども、やっぱり前段に、これだけ議員と、そして当局と、あるいは公社の皆さん方と、その経営のあり方について議論を重ねてきたところでございます。そうした意味

において、もう少し丁寧な説明というものをしっかりとやっていただきたいなと思います。今赤字にならないような経営改善というふうな説明でございましたけども、もう少しですね、その赤字にならない経営改善というのは、どういうものを盛り込んでおられるのか、そういうものも、もう少し詳しくぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

青野議員からは新規農業次世代の関係で、国の制度の改正を望むというふうなことで、我々も毎年度、国の方に制度改正の要望をしているところでございます。ただ国の方では、新規就農者の生活支援というふうな視点でこの制度を考えいらっしゃるようでございます。しかしながら新規就農するにあたり、当然農機具購入とか、いろいろな形で今後資金も必要になってきますので、そういうふうな資金を貯めるためにも、やはり制度改正を強く国に要望していかなければならぬと思いますので、その際は議員の皆様からもぜひご支援いただきまして、制度改正に向けてまた声を上げていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

今具体的なものとしまして、花笠の湯につきましては、これまで黒字になりづらいという体質がありました。もしかするとふるさと振興公社、またはその一般の民間の企業に委託した場合であっても、なかなか黒字になりづらい部分があると思っております。その部分というものは、やはり当施設につきましては、当初掘削した時点よりもお湯の温度がどうしても低いというのが一番の問題だと思っております。その中で年間12万ℓの重油代を今公社の方で負担しております、その分につきましては重油の燃料の高騰費分として、これまで300万円または400万円の指定管理料として計上したところであります。単純に計算しますと、大体今80円前後で推移しておりますので、12万ℓだとすれば900万円、今まで燃料費を重油代だけでも活用しておったという部分でもあります。そういう部分をまずはしっかりと見させていただいた中で、入浴料の50円の値上げという部分も収入のほうで加味させてもらって、今回の収支のほうを先ほど総合政策課長からあったような形での計算をさせてもらっております。や

はり特に皆様方からこれまで出ておった温泉の部分、再度掘削してもいいんじゃないかという話もありましたので、この部分が補完できるまでは今のような考え方方が妥当なのかなというふうに考えております。

また年度協定まもなく結ぶ中で、職員の研修等、特に先進地の研修、またはその実践的な職員の研修を徹底するような形で今話をしておりまして、これも年度協定の中での取り組みの中で、具体的に示していくというふうに考えております。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

防災行政無線の子局の設置箇所でございますが、子局5カ所、スピーカー1カ所というふうなことで、現段階ではいずれの設置箇所も土地所有者との調整の目処が立っているところでございます。今議員からご指摘ありましたとおり、ここ2年ほど集中豪雨というふうなことでありますので、早急な設置に向けて、来年度早々に工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ちょっと中断がありまして、私の質問も何か整理ならないまま中断しましたのでちょっと行き違いがさらにあるかもしれませんけども、最後の3問目ということでおよろしくお願いいいたします。

農業次世代人材投資資金経営開始型については、農林課長から説明ありましたとおり、当局、我々も合わせて、この尾花沢の後継者育成、農業を守っていくという意味で非常に大事な制度になりますので、もっともっとそういう要望活動をともに進めていければなと思います。

なお元気な農業支援事業、これ市単独ですけども非常に効果があるというふうに聞いております。もう国の制度をもっと上回るぐらいのバックアップ体制があるというふうなことで、これも尾花沢市のスイカづくり、あるいはその定住ということにも非常に効果があ

る事業費だということで、これにつきましても、前に申し上げましたが、年限の延長とともに含めてさらにパワーアップしなければなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、災害関連なんんですけども、先ほど市長のほうからもありましたが、防災危機管理室ということで、今度はしっかりととしたその室を特別に設置をして対応していくということでございました。やはり2度あることは3度あるということもあって、特に今年は少雪ということで、あらためてその大きな災害が起るんじゃないかなと心配をされる市民の声が多くございます。こうした意味でも、この危機管理室を中心にながら、先ほど繰り越しがありました事業についても早急に対応をしていただきたいなというふうに要望申し上げたいと思います。

あと最後に、指定管理料の変更ということで、ご答弁ございました。私はかねてからその公社の経営については、しっかりと積算を仕直しをして、そして対応していくいただきたいというふうに申し上げてまいりました。説明をお聞きをしますと、そういった趣旨に基づいて積算の仕直しをしながら、公社のいわゆる赤字体質を黒字に転じられるような、経営基盤の整備も含めた金額だということで私なりに解釈をさせていただきました。ただやはりこれはもう私のみならず、全議員も、議員の皆様方もこれから3年間、いろんな意味で経営が軌道にのって、そしてできれば黒字体質になって、そして社員の待遇がさらに向上するような取り組みがあってほしいなあと思います。こうした意味で、先ほど申し上げましたように、こういった大事なことですので、少し事前に、やっぱり議員に対する説明なども含めながら、対応をお願いしたいと思いますけども、今後私が今申し上げたようなことも含めて、今後の進め方についてもあれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

今後の進め方ということでございます。基本的には前に皆様と勉強会のほうさせていただきました。以前もふるさと振興公社の経営がどうあるべきかといったことで、公社さんも含めた形で、何度も勉強会をしたことがございました。こうしたことを踏まえまして、新年度においても、例えば四半期ごとになるのか、半年に1回ぐらいになるのかちょっと分かりませんけれども、こういった時期を見て、公社さんも含めた形で

皆様と状況の確認をしていきたいと考えてございますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

よろしいですか。その他ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第31、議第2号「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第32、議第3号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第33、議第4号「令和元年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第34、議第5号「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第35、議第6号「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第36、議第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大類好彦議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大類好彦議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。

散会 午後1時10分